

契約図書

県道鳥取国府岩美線外道路除雪業務委託（歩道3工区）

業 務 概 要 書

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 県道鳥取国府岩美線外道路除雪業務委託（歩道3工区） |
| 2 | 業 務 場 所 | 鳥取市南吉方外 |
| 3 | 履 行 期 間 | 令和7年3月25日限り |
| 4 | 事 業 目 的 | |
| 5 | 業 務 内 容 | 除雪業務 一式
歩道除雪 L=6.8km |

令和6年度 歩道除雪工区図

鳥取県 鳥取県上養備事務所総合管内図



1:50,000



10工区

歩道5工区

歩道6工区

1工区

4工区

11工区

5工区

歩道1工区

6工区

歩道2工区

歩道3工区

8工区

17工区

気高支所

鹿野支所

鹿野支所

12工区

13工区

9工区

歩道4工区

14工区

佐治支所



工区番号	名称	面積(㎡)	人員	機械	備考
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...



除雪区間・延長一覧

(1) 事務所	(2) 路線 種別	(3) 路線名	(4) 区間 (起点～終点)	(5) 除雪延長(km)				(8) 歩道除雪延長(km)				(14) 工区名
				雪寒(公共)			単 車 道	雪寒(公共)		単 車 道		
				重点Ⅰ	重点Ⅱ	その他		優先	優先			
鳥取	主	鳥取国府岩美線	産業道路交差点～鳥取鹽学校交差点	0.0				3.4	3.40			歩道3工区
鳥取	一	若葉台東町線	産業道路交差点～正蓮寺交差点	0.0				3.4	3.40			歩道3工区
				0.0					6.80			

除雪業務に係る特記仕様書【歩道除雪】

この特記仕様書は、県が管理する国道及び県道において、一般交通の確保のために行う除雪業務に適用する。

なお、実施においては、本仕様書によるほか、別に定める除雪業務実施要項及び鳥取県土木共通仕様書に基づくものとする。

第1条（業務委託の範囲）

業務の対象範囲は別図のとおりであるが、業務対象範囲外についても状況により作業の追加等範囲を変更する場合がある。

なお、業務対象範囲の変更を行う場合は、事前に協議書により確認するものとする。

第2条（除雪業務期間）

本業務における除雪業務期間は、令和6年12月1日から令和7年3月21日までの111日間とする。

第3条（用語の定義）

本仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

一次除雪：新雪除雪により、普通車同士、又は普通車と大型車が円滑にすれ違い可能な道路有効幅員5～6m程度を確保するための除雪をいう。

二次除雪：一次除雪完了後、大型車同士が円滑にすれ違い可能な道路有効幅員6～7m程度を確保するための除雪をいう。

排雪除雪：排雪等により、片側2車線以上の幅員を確保し、また次期降雪に備え、堆雪帯、路肩等の排雪、運搬排雪するための除雪をいう。

豪雪時：大雪警報発令時及び同警報の発令が見込まれる時をいい、それ以外の降雪時を「通常時」という。

重点除雪区間：緊急輸送道路、主要幹線通行規制時の迂回道路、主要バス路線等、大型車の交通量が多い路線において、重点的に二次除雪、排雪除雪及び応援除雪を行う区間をいい、それ以外の区間を「一般除雪区間」という。なお、重点除雪区間は区間Ⅰ、Ⅱに分類し、区間Ⅰより優先的に除雪を行う。

第4条（一般事項）

- 1 受託者は、除雪の遂行に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するために道路を良好な状態を保つよう維持しなければならない。
- 2 受託者は、業務区間の道路附属物や占用物件等について、除雪作業に支障となる箇所を事前に把握し、事故を防止するよう努めなければならない。
- 3 除雪の遂行に当たっては、一般交通、歩行者等の安全を確保し、交通の管理に十分注意しなければならない。

- 4 受託者は、委託者から報告を求められた場合には、作業内容、気象及び道路状況等を報告しなければならない。
- 5 業務区間において事故防止のための緊急の処置をした場合には、速やかに監督員に処置内容を報告し、監督員の指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、業務区間において通行規制を行う必要がある場合には、事前に監督員と協議しなければならない。
- 7 受託者は、除雪作業による事故や除雪機械の故障又は苦情等があった場合には、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 受託者は、業務遂行における連絡体制を定め、あらかじめ連絡体制報告書（様式第1号）により監督員に報告しなければならない。

第5条（出動基準等）

- 1 歩道における除雪の出動基準等は、次に定めるところによるものとする。

項目	出動基準	備考
出動基準	歩道上の積雪深が20cm程度。 ただし、豪雪が見込まれる場合及び大学入学共通テスト等で監督員が別途指示する場合には、気象予報に応じて早期出動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・車道除雪と並行して歩道除雪を実施するよう努める。 ・車道除雪により、横断歩道及びバス停付近に寄せられた雪堤については、人が通れる必要幅分を速やかに除去する。

- 2 通常時における除雪作業完了目標は、次に定めるところによるものとする。

項目	車道除雪	歩道除雪
除雪後の残雪深	<p>【重点除雪区間】 5cm以下とする。</p> <p>【一般除雪区間】 5～10cm以下とする。</p> <p>なお、交通量の少ない山間部はこの限りではない。</p>	10cm以下とする。 歩道上に圧雪が形成されている場合についても極力10cm以下になるよう努める。
除雪幅	<p>一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7m程度を確保する。</p> <p>気象予報により再度降雪が見込まれる場合等、状況に応じて二次除雪に続き、排雪除雪を行う。</p>	<p>道路有効幅員1.0m以上を目標とするが、やむを得ない場合は、75cm以上とする。</p> <p>駅周辺などの歩行者の多い箇所については、利用形態に応じた必要幅を確保すること。</p>
備考	<p>バス路線は、バスの運行に支障がないように行う。</p> <p>1車線道路の除雪幅は現地条件に応じて可能な除雪幅とする。</p>	長靴又は防寒靴で歩行可能な状態とする。

	<p>気象予報により、再度降雪が見込まれない場合は、原則として残積雪深が5cmを超えない時点で完了させるものとする。</p>	
--	--	--

- 3 豪雪時の除雪体制として、2日（48時間）の連続除雪が可能な人員の確保に努めること。

第6条（準備体制）

受託者は、常に気象状況に注意を払い、作業基準に達したとき、又は委託者から指示があったときには速やかに出動できるよう準備体制を整えておくものとする。

第7条（除雪待機）

- 1 除雪機械の稼働1回につき、稼働前1時間及び稼働後1時間の計2時間を点検・整備等に要する時間として取り扱うので、待機料の対象として報告すること。
- 2 大学入学共通テストの実施日等、特別に待機が必要な時は除雪待機を要請する場合がある。この場合、待機の指示から出動までの時間が待機時間となるので、実際の待機時間を報告すること。
- 3 第1項及び第2項の待機時間は重複しないよう注意すること。

第8条（除雪作業）

- 1 受託者は、第5条の出動基準に達したとき、原則、委託者の指示を待たず自主的に速やかに出動し、除雪作業を実施するものとする。また、委託者から指示があった場合にはそれに従うものとする。
- 2 除雪の完了時間は、通勤通学時間帯を考慮して午前6時30分までの完了を目処とするが、降雪の状況又は路線の特性等でやむを得ない場合はこの限りではない。

第9条（除雪機械）

除雪機械は、契約時に貸与除雪機械調書に記載した機械（以下「貸付機械」という。）を使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由（例：貸与機械の故障により代替機を使用する等）により貸付機械を変更する場合には、あらかじめ監督員への協議が必要である。

第10条（変更契約）

本業務の契約数量は、実働稼働時間に基づいて契約数量の変更を行うこととし、その増減に応じて、契約金額についても増減を行うこととする。

第11条（作業報告）

- 1 受託者は、自主的に出動する際は事前にその旨を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、作業終了後速やかに作業実績報告書（日報）（様式3）を監督員に提出すること。
- 3 貸付機械については、機械運転日報（様式4）を併せて提出すること。

第12条（苦情等の処理）

業務中に沿道住民等から苦情又は意見等のあった時は丁寧に應對し、直ちに監督員に報告するとともに、適切な処置をとること。

第13条（機械の貸与）

貸付機械の引渡しは、委託者と受託者の双方が立会い、当該機械の整備状況を確認した上で行うものとする。

第14条（貸付機械の管理）

- 1 受託者は、貸付期間中は貸付機械を良好な状態に保つよう管理しなければならない。
- 2 受託者は、貸付機械の使用、管理等は、次に基づき行うものとする。
 - (1) 貸付機械の日常整備、簡易な修理等は受託者の責により実施すること。
 - (2) 貸付機械の整備は、当該機械に精通した者が行うこと。
 - (3) 貸付機械の使用に当たっては、受託者名を記載したステッカーを受託者で用意のうえ、これを車体へ貼付すること。（記載例：「受託者 ○○建設（株）」）
- 3 委託者は、受託者が貸付機械の引渡しを受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれを使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合は、貸付機械の返納を命ずる場合がある。
- 4 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ、シャープピン等の部品については、相互で磨耗状況等を確認した後に貸与する。

第15条 削除

第16条 削除

第17条（貸付機械の状況確認）

- 1 委託者は、貸付期間中であっても貸付機械の使用状況等について確認を行うことができる。
- 2 貸付期間中に車両点検等の必要が生じた際には、委託者の指示に従い点検等を受けること。なお、点検時に要した費用（チェーンの脱着手間代、回送時の燃料代）については変更対象とするので、監督員に協議すること。

第18条（業務実施要領）

- 1 除雪業務は、降雪が出動基準に達した場合に自主的に出動するほか、委託者からの出

動命令があった場合に除雪機械を出動させること。出勤時間は地域により異なるが、通勤、通学及びバスの運行する時間に間に合うように除雪業務を行うこと。

- 2 除雪作業においては、一般交通への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。
- 3 除雪作業中は天候の如何にかかわらず、必ず前照灯を点灯すること。
- 4 除雪機械を作業現場に運搬するときは、舗装面を損傷してはならない。
- 5 除雪業務の実施に当たっては、効率的な除雪を心掛けるとともに、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように細心の注意を払わなければならない。

第19条（作業体制）

除雪機械の乗車人数は、除雪作業中の安全性確保の観点から運転手と補助員の2名体制を原則とする。

第20条（歩道除雪における安全対策）

- 1 歩道除雪においては、除雪機に巻き込まれる等の事故防止のため、作業の手順、除雪機の取扱方法、整備方法等について、作業員に対して安全教育を行うとともに、事前に、業務区間内の地形、障害となる構造物（縁石、開口部、植栽柵等）の位置等を把握し、必要に応じてポール等の目印を設置すること。
- 2 作業の開始前及び作業中は、歩行者の有無等、周囲の安全を確認しながら作業を行うこと。特に、歩行者が作業現場に接近し通過する恐れがある場合は、作業を一時中断する等により、事故防止に努めること。

第21条（業務の記録）

業務の記録は写真管理により行うこととし、その頻度は次を基本とする。

対象路線：各路線毎に代表箇所（区間が短い路線については省略可）

撮影頻度：着工前、施行状況、完了 各1枚以上

第22条（成果品）

業務完了後は、以下の書類を成果品として提出すること。

- ①施工計画書
- ②契約書の写し
- ③出来形数量対比表
- ④作業実績報告書（様式3）
- ⑤機械運転日報（様式4）
- ⑥写真（撮影頻度は前条参照）
- ⑦貸与除雪機械調書、借受書、受領書及び返還書の写し

第23条（大学入学共通テストの体制）

試験実施日の前日の夜間からは、作業状況について確認を行うことがあるため、必ず連絡がとれる体制を確保すること。

第24条（除雪会議）

令和6年11月中旬又は下旬に、除雪業務各工区の受託者と合同での打合せを行う予定としているので、開催される場合は参加すること。

開催日等の詳細は、契約後に監督員に確認すること。

第25条（保険の加入について）

受託者は、貸付機械については、対人（1名につき2,000万円以上）及び対物（1事故につき100万円以上）の賠償保険に加入すること。

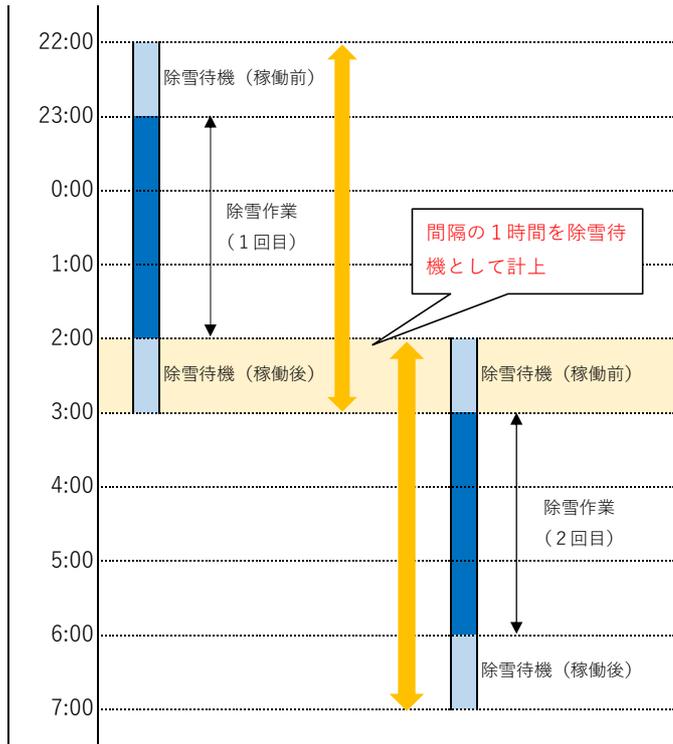
第26条（その他）

この仕様書及び関係図書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方の協議により決定する。

○除雪待機の考え方について

(1) 1回目の除雪作業と2回目の除雪作業の間隔が2時間未満の場合

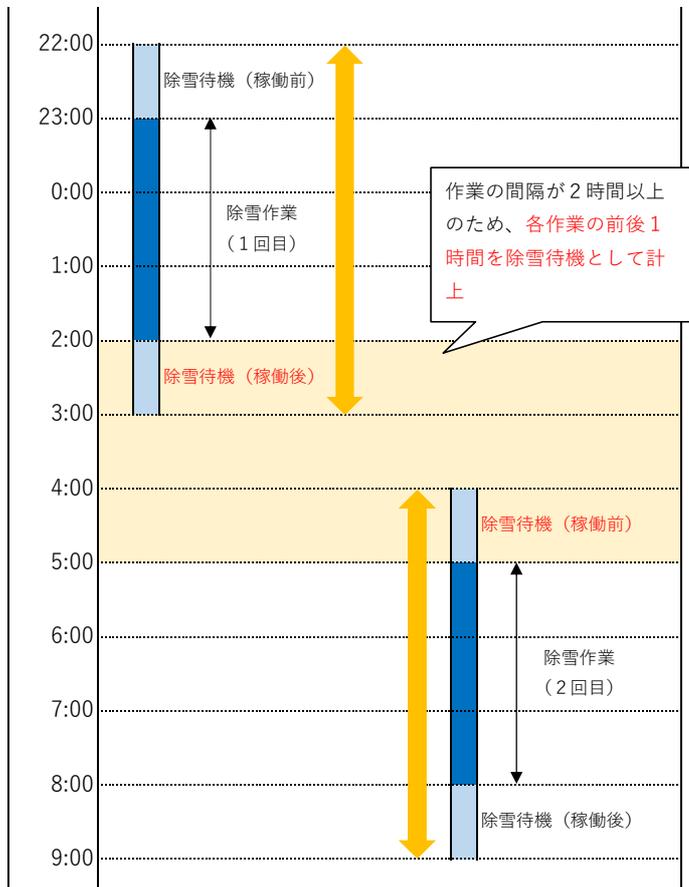
⇒ 作業時間の間隔を除雪待機として計上



報告時間		
待機時間 (作業前)	除雪作業	待機時間 (作業後)
1時間	3時間	
1時間		
	3時間	
		1時間

(2) 1回目の除雪作業と2回目の除雪作業の間隔が2時間以上の場合

⇒ 作業時間の稼働前1時間及び稼働後1時間を除雪待機として計上



報告時間		
待機時間 (作業前)	除雪作業	待機時間 (作業後)
1時間	3時間	
		1時間
1時間		
	3時間	
		1時間

様式第1号

連絡体制報告書

工 事 名	
業 者 名	
担 当 者 名	
住 所	
電 話 番 号	
ファクシミリ	

連絡先（昼間）				
連絡 順位	氏 名	職 名	携帯電話	備考
1				
2				
3				

連絡先（夜間）				
連絡 順位	氏 名	職 名	携帯電話	備考
1				
2				
3				

* 昼夜とも、2名以上記載してください。

機 械 運 転 日 報 [貸付機械]

[工 区] 業 者 名 : _____

鳥 取 県 鳥 取 県 土 整 備 事 務 所

作業内容			
運 転 日			
車種・登録番号			
機 械 区 分			
運 転 者 氏 名			
同 乗 者 氏 名			

使用時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分

整備時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分
	3)	時	分	～	時	分

休止時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分
	3)	時	分	～	時	分

稼働時間	合計	時間	分
------	----	----	---

稼働状況	走行距離の読み		アワーメーター/タコの読み
	A 始業時	km	時間
	B 就業時	km	時間
	C = B - A	km	時間

修理・整備の内容			
----------	--	--	--

給油の状況	軽油	L	L
-------	----	---	---

路線種別・路線名	区 間
1)	～
2)	～
3)	～
4)	～
5)	～
6)	～
7)	～
8)	～
9)	～
10)	～

注) 使用時間は整備時間と稼働時間の合計である。

機 械 運 転 日 報 [貸付機械] (記載例)

[工 区] _____ 業 者 名 : _____

鳥取県鳥取県土整備事務所

作業内容	車道除雪		
運 転 日	令和 2年 1月28日 ~ 1月29日		
車種・登録番号	除雪ドーザ13t 車番 鳥取000る311		
機 械 区 分	除雪器械		
運 転 者 氏 名	鳥取 太郎		
同 乗 者 氏 名	島根 次郎		

使用時間	1)	4 時 00 分 ~	8 時 00 分
	2)	時 分 ~	時 分

整備時間	1)	4 時 00 分 ~	5 時 00 分
	2)	7 時 00 分 ~	8 時 00 分
	3)	時 分 ~	時 分

休止時間	1)	時 分 ~	時 分
	2)	時 分 ~	時 分
	3)	時 分 ~	時 分

稼働時間	合計	2 時間	分
------	----	------	---

稼働状況	走行距離の読み		アワーメーター/タコの読み
	A 始業時	1,234.5 km	時間
	B 就業時	1,260.1 km	時間
	C = B - A	25.6 km	時間

修理・整備の内容			
----------	--	--	--

給油の状況	軽油	L	L
-------	----	---	---

路線種別・路線名	区 間
1) - 小河内加茂線	小河内 ~ 神馬
2) - 本鹿高福線	佐貫 ~ 水根
3) 主 鳥取河原用瀬線	小倉 ~ 山上
4) - 鷹狩渡一木線	佐貫 ~ 渡一木
5)	~
6)	~
7)	~
8)	~
9)	~
10)	~

注) 使用時間は整備時間と稼働時間の合計である。

様式4について

機械の運行(作業)に当たり、次の事項についてご注意ください。

- 1、機械使用後は速やかに運転日報を記入し、維持管理課へFAXにて報告してください。
※1 (使用時間は整備時間、休止時間、稼動時間を合わせたものを記入してください)
※2 (使用時間等、記入する場合、必ず30分刻みで記入してください)
- 2、作業に当たる際には、使用前、使用後に点検整備を行ってください。(待機料として稼動の前後1時間を計上)
- 3、点検にて不具合(エッジの消耗、チェーン切れなど)が生じている場合には自動車管理室へ御連絡ください。(こちらで修理の手配等行います)
- 4、機械の稼動がしばらく無い場合には、1週間に1回程度暖気運転を行ってください。
- 5、使用当日に給油できず、やむを得ず次の日に給油を行う場合や給油のため、廻送した場合は運転日報は必要ありませんが、走行キロ、使用時間は、次の日報に合わせて記載ください。

連絡先 鳥取県土整備事務所 維持管理課
電話 0857(20)3576
FAX 0857(20)3598

自動車管理室
電話 0857(20)3555

自動車管理室(千代水車両基地)
電話 0857(28)4738